

茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、運転免許証を自主返納した高齢者に対する支援事業について定めることにより、運転免許証の自主返納を促進し、高齢者の運転による交通事故の減少と公共交通への円滑な移行を促すことを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する運転免許証であって、同法に規定する有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法の規定により、公安委員会に対して全ての運転免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 事業者 阪急バス株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社をいう。

（対象者）

第3 茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業（以下「支援」という。）の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 支援の申請日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者
- (2) 支援の申請日において、満65歳以上である者
- (3) 平成30年4月1日以降に全部の運転免許証を自主返納し「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受けた者であって、かつ、満65歳の誕生日から1月を遡った日以降に自主返納した者
- (4) 過去に本要綱の事業による支援を受けていない者

（支援事業の内容）

第4 市長は、第3に規定する対象者に対して、予算の範囲内において、次に掲げるいずれかの支援を実施する。

- (1) 阪急バス株式会社が発行する交通系ICカード高齢者専用定期券「グランドパス65」又は「グランドパス70」の新規購入もしくは更新購入に係る費用のうち6,000円の助成
- (2) 西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系ICカード「ICOCA」（カード発行預り金が500円及び利用金額チャージ分が5,500円）1枚の交付

（支援の申請）

第5 支援を受けようとする者は、高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書（様式

第1号)に公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」及び本人確認書類を添えて市長に申請するものとする。

(支援申請の受付期間)

第6 支援申請の受付期間については、年度ごとに市長が別に定める。

2 前項で定めた受付期間中であっても、支援事業に係る予算残額が無くなることが確実になった時点で、市長は支援申請の受付を終了するものとする。

(支援の決定)

第7 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ支援の可否を決定し、高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により申請者に決定の内容を通知する。

2 市長は、前項の規定により支援を決定したときは、申請者に対し茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業支援授權証(様式第3号又は様式第4号。以下「支援授權証」という。)を交付する。

3 支援授權証の有効期限は、市長が指定する日までとする。

4 第2項の規定による支援授權証の交付は、対象者1人につき1回限りとする。

(交通系ICカードの交付等の手続き)

第8 市長は第7第1項の規定により西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系ICカードの交付を決定したときは、西日本旅客鉄道株式会社に旅客運賃・料金後払申込書を提出し、交通系ICカードを受け取るものとする。

2 第7第1項の決定通知書を受けた者のうち、阪急バス株式会社が発行する交通系ICカード高齢者専用定期券の購入に係る費用の助成を受けようとする者は、支援授權証を阪急バス株式会社に提出し、助成金額との差額を自己負担して希望する交通系ICカード高齢者専用定期券を購入するものとする。

3 前項の規定により阪急バス株式会社から交通系ICカード高齢者専用定期券を購入した者は、受領書(様式第5号)を阪急バス株式会社に提出するものとする。

4 第7第1項の決定通知書を受けた者のうち、西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系ICカードの交付を受けようとする者は、支援授權証を市長に提出し、無償で交通系ICカードの交付を受けるものとする。

5 前項の規定により市長から交通系ICカードの交付を受けた者は、受領書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(交付金の請求及び支払い)

第9 阪急バス株式会社は、受領証の提出を受けたときは、茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業利用報告書及び請求書(様式第7号)に支援授權証及び受領証を添えて、市長に提出し、申請者に対する助成金等相当額を請求するものとする。

2 西日本旅客鉄道株式会社は、第8第1項の規定により市長が交通系ICカードを受

け取ったときは、茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業利用報告書及び請求書（様式第7号）を市長に提出し、申請者に対する助成金等相当額を請求するものとする。

- 3 市長は、事業者から提出された請求書、並びに支援授權証及び受領証を確認し、適当と認めたときは、申請者に対する助成金等相当額を交付金として事業者に支払うものとする。

（支援等の取消し等）

- 第11 市長は、申請者又は事業者が、偽りその他不正行為により支援又は交付金の支払を受けたと認めた場合は、その実費相当額で弁償させることができる。

（その他）

- 第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱の実施に伴い、茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業補助金交付要綱を廃止する。

（申請先） 茨木市長

申請者 住 所 茨木市

フリ ガナ
氏 名 印

※自署の場合は押印不要です。

生年月日

電話番号

高齢者運転免許証自主返納支援事業申請書

私は、全ての運転免許証を自主返納したので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第 3 の規定に該当する旨の調査のため、私の住民基本台帳を確認されることに同意します。

1 支援の内容（希望する支援の枠内に○を一つだけ付けてください。）

① 阪急バス株式会社が発行する交通系ICカード高齢者専用定期券「グランドパス65」又は「グランドパス70」の購入に係る費用のうち6,000円分の助成	
② 西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系ICカード「ICOCA」（カード発行預り金500円及び利用金額チャージ分5,500円）1 枚の交付	

2 添付書類（原本を提出し、市が写しを作成した後に、原本を返却します。）

申請による運転免許の取消通知書

本人確認書類

※支援は 1 人 1 回限りです。

市役所記入欄（以下の欄には記入しないでください。）

受付番号	住基確認者	本人確認書類（1 点）
		・ 運転経歴証明書 ・ 健康保険証 ・ 後期高齢者医療被保険者証 ・ 個人番号カード（マイナンバーカード） ・ その他（ ）

様式第 2 号（第 7 関係）

茨木市指令 第 号

年 月 日

受付番号

様

茨木市長

印

高齢者運転免許証自主返納支援事業決定通知書

年 月 日付で申請のあった高齢者運転免許証自主返納支援事業については、下記のとおり決定しましたので、茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第 7 第 1 項の規定により通知します。

	1. 申請が要件を満たしていると認められるため、下記のとおり支援を決定します。
	① 阪急バス株式会社が発行する交通系ICカード高齢者専用定期券「グランドパス65」又は「グランドパス70」の購入に係る費用のうち6,000円分の助成
	② 西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系ICカード「ICOCA」（カード発行預り金500円及び利用金額チャージ分5,500円）1枚の交付
	2. 下記の理由により、支援対象にはなりません。
	① 本市の住民基本台帳に記載されていないため（申請日）
	② 年齢要件を満たしていないため（自主返納日・申請日）
	③ 過去に本事業の支援を受けているため
	④その他（ ）

※市長は、偽りその他不正行為により支援を受けたと認めた場合は、その実費相当額で弁償させることができます。

年 月 日

受付番号

様

茨木市長

印

茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業支援授權証

この支援授權証により、阪急バス株式会社が発行する交通系ICカード高齢者専用定期券を6,000円差し引いた価格で購入できます。

下記の販売窓口でお手続きください。

1 本証券の有効期限

決定通知書の日付から 年 月 日まで

2 販売窓口

名 称	茨木営業所	茨木市駅乗車券発売所	栗生団地案内所
所 在 地	茨木市上郡2-14-4	茨木市永代町1-5	箕面市栗生間谷西2-9-1
営業時間	年中無休 7:00～20:00	平日・土曜日 9:00～19:00	月末3日 9:30～19:00 月初2日 9:30～18:00

3 持ち物

- ・支援授權証（この証券です。）
- ・健康保険証、年金手帳など、年齢を証明する公的証明書
- ・印鑑
- ・顔写真 ※1枚 縦3.0cm 横2.5cm カラー、白黒どちらでも可

4 注意点

- ・上記の有効期限を過ぎますと、支援を受けられません。
- ・本証券の再発行はいたしませんので、お取り扱いにはご注意ください。
- ・本証券を他人に譲渡することを禁止します。また、譲渡された本証券は無効です。

年 月 日

受付番号

受 領 書

交通系ICカード高齢者専用定期券を受領しました。

住 所
氏 名

印

※自署の場合は押印不要です。

年 月 日

受付番号

様

茨木市長

印

茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業支援授権証

この支援授権証により、西日本旅客鉄道株式会社が発行する交通系ICカード「I C O C A」の交付を受けられます。
下記の交付窓口でお手続きください。

1 本証券の有効期限

決定通知書の日付から 年 月 日まで

2 交付窓口

名 称	茨木市役所 交通政策課
所 在 地	大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
引換時間	9:00～17:00

3 交付されるもの

交通系ICカード I C O C A（カード発行預り金500円及び利用金額チャージ分5,500円） 1枚

4 注意点

- ・ 上記の有効期限を過ぎますと、交付を受けられません。
- ・ 本証券の再発行はいたしませんので、お取り扱いにはご注意ください。
- ・ 本証券を他人に譲渡することを禁止します。また、譲渡された本証券は無効です。

年 月 日

受付番号

受 領 書

交通系ICカード I C O C A（カード発行預り金500円及び利用金額チャージ分5,500円） 1枚を受領しました。

住 所
氏 名

印

※自署の場合は押印不要です。

年 月 日

（申請先） 茨木市長

請求者
所 在 地
事業者名
代表者名
電話番号

印

※代表者名が自署の場合は押印不要です。

茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業利用報告書及び請求書

次のとおり、高齢者運転免許証自主返納支援事業の利用がありましたので下記のとおり請求します。

利用実績 件

（添付書類）
茨木市高齢者運転免許証自主返納支援事業支援授權証 枚 （原本を添付）

請求内容

支援内容		
請求金額	円	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義	フリガナ